

回 答 書

令和6年4月25日

札幌市中央区北4条西12丁目1番55号
ほくろうビル3階
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 様

札幌市中央区南10条西6丁目6番21号
株式会社フォーユー
代表取締役 井 口 優

札幌市中央区南10条西6丁目6番21号
一般社団法人生活保護住居支援センター
代表理事 井 口 優

貴法人が当社らに対し、令和6年4月1日ご回答を受けての照会書により、照会を求めておられる事項について、当社らの回答は以下の通りです。

第1 改訂後の契約書ひな形

改訂後の契約書ひな形を同封します。

第2 改訂前の契約内容の取扱い

改訂前の契約内容は、改訂後の契約条項の通り変更されたものとして取り扱います。

第3 契約内容の変更方法

1 次のような流れで契約内容を変更します。

2 まず、各賃借人に対し、契約内容が改訂されたことを通知する文書を発送します。この文書には、改訂される契約条項とそれに関する説明も記載します。

また、賃借人の中には、住所変更や郵便物の転送届をしておらず、郵便物が届かない賃借人もいます。このような賃借人に対しては、当社らの従業員が自宅を訪問し、上記の通知文書を交付して契約内容が改訂されたことを説明します。なお、賃借人が不在の場合は、文書を郵便ポストに投函します。

3 以上のような方法で契約内容の変更を行いますが、この方法によっても連絡がとれない賃借人がいる場合は、生活保護課と連携し、ケースワーカーから電話連絡を入れてもらう等の方法によって、契約内容が改訂されたことを告知します。

以上